

ヘリテージマネージャー協議会規約

公益社団法人長野県建築士会

(名称)

第1条 本会の名称は、長野県建築士会ヘリテージマネージャー協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(定義)

第2条 ヘリテージマネージャーとは、歴史文化遺産を発掘し、その保全と活用に携わる専門家のことである。

(目的)

第3条 地域社会における歴史文化遺産のあり方を見据え、その保全と活用を推進するため、ヘリテージマネージャーの育成、研修と知識や情報の交換とともに、ヘリテージマネージャー活動のための情報集積と公開並びに連絡・協議活動を行うことを目的に公益社団法人長野県建築士会（以下「本会」という。）に本協議会を設置する。

(活動)

第4条 本協議会は、目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 歴史文化遺産を発掘する活動
- (2) 歴史文化遺産を保全・活用し、まちづくりに生かす活動
- (3) 登録文化財に関する調査・申請活動
- (4) ヘリテージマネージャーの資質向上を図る事業
- (5) ヘリテージマネージャーの対外活動が適切に行われるための連絡・協議活動
- (6) その他本協議会の目的を達成するために必要な活動

(運営・会計)

第5条 本協議会の運営及び会計は本会に属し、本会景観整備機構が所管する。

2 本協議会の活動を推進するため運営協議会を設ける。

3 本協議会に関する重要事項及び決算等は、景観整備機構及び本会理事会が承認する。

(会員)

第6条 本協議会員は、長野県建築士会ヘリテージマネージャー養成講座において、ヘリテージマネージャーに認定された本会会員とする。

(会員の権利)

第7条 本協議会員は、本協議会の事業成果及び関連する情報の優先的利用等について

便宜を受けることができる。

(会員の責務)

第8条 本協議会員は社会の信頼を得るため、本協議会活動を誠心誠意行い、資質向上に努めるものとし、事業成果等を社会一般に公開するものとする。

(その他)

第9条 本協議会の運営に関することは、別途定める。

附則

本規約は、平成27年12月19日から施行する。

附則

本規約は、平成31年4月1日から施行する。